

住まいの省エネルギー改修推進事業 改修別早見表 (補助対象及び各種要件)

AB 共通事項 (建替えは補助対象外)

	全体改修		部分改修		備考
	省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準	
対象住宅	一関市内に存する一戸建ての住宅 (当該住宅の部分を含む)				賃貸・空き家も対象
対象者	住宅を所有する者のうち、市税を滞納していないもの				法人所有を含む
地域区分	3地域 (大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、藤沢地域) 4地域 (一関地域、花泉地域、川崎地域)				

A 省エネ診断 (全体改修と部分改修の区別はない)

	全体改修		部分改修		備考
	省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 既存住宅の調査費 既存住宅に係る第三者機関による評価に要する経費 その他市長が必要と認める経費 				第三者機関による評価 (BELS 等) を受けるために必要な費用も計上可能
補助額	対象経費 × 2 / 3				1,000 円未満切り捨て
補助上限額	15 万円 / 戸				

B 省エネ設計等・省エネ改修工事

	全体改修		部分改修		備考
	省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準	
省エネ性能	建物全体 ・断熱等性能等級 4 + ・一次エネルギー消費量等級 4 (再エネは要件としない)	建物全体 ・断熱等性能等級 5 + ・一次エネルギー消費量等級 6 ※ (再エネは要件としない)	改修部分 ・仕様基準 (熱貫流率) に適合	改修部分 ・ZEH仕様基準 (熱貫流率) に適合	※ 再エネ除く一次エネを、用途に応じて基準値から 30~40% (延べ面積 300 m ² 未満の建築物は 20%) 削減
耐震性の確保	必要				省エネ改修後に耐震性を確保する計画的改修は認めない
補助対象要件	次の①~②のいずれか ①昭和56年6月1日以降に着工 ②耐震診断 (H18 国交告第 184 号※1) により、地震による倒壊の危険性が低いと判断された場合	次の①~②のいずれか ①昭和56年6月1日以降に着工 ②耐震診断 (H18 国交告第 184 号※1) により、地震による倒壊の危険性が低いと判断された場合 ただし、階数が2階以下、かつ床面積が 500 m ² 以下の木造住宅においては、次のア~オのいずれか ア 構造計算により構造安全性を確認 イ 壁量等基準 (案) ※2 ウ 耐震等級 3 を満たす エ 耐震等級 2 を満たし同意書写しを提出 オ 公布後※3の壁量等基準により構造安全性を確認	次の①~②のいずれか ①昭和56年6月1日以降に着工 ②耐震診断 (H18 国交告第 184 号※1) により、地震による倒壊の危険性が低いと判断された場合	同左	※1 大臣が同等と認めた方法を含む ※2 柱の小径に関する基準は除く。令和4年10月28日に公表されたものを含む ※3 建築基準法施行令の一部を改正する政令及び構造関係告示の改正について (令和6年6月27日国住指第147号国土交通省住宅局建築指導課長通知)

B 省エネ設計等・省エネ改修工事（続き）

		全体改修		部分改修		備考
		省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準	
補助対象工事	必須工事	建物全体が次の要件を満たす改修工事 ・断熱等性能等級4 + ・一次エネルギー消費量等級4	建物全体が次の要件を満たす改修工事 ・断熱等性能等級5 + ・一次エネルギー消費量等級6	複数の開口部が仕様基準を満たすよう改修する工事	複数の開口部がZEH仕様基準を満たすよう改修する工事	
	対象建材			仕様基準に適合する建材（※1、※2又は※3の対象型番等（省エネ基準レベル）） A	ZEH仕様基準に適合する建材（※2及び※3の対象型番等（ZEHレベル）） B	※1 こどもみらい住宅支援事業 ※2 こどもエコすまい支援事業 ※3 子育てエコホーム支援事業
	上記の必須工事と併せて実施する工事		・構造補強工事（必要な場合のみ） 耐震性の確保確認方法のア～ウ及びオのいずれかの基準に適合	・開口部の断熱化 ・躯体等の断熱化 ・設備の効率化※	同左	※ 開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること
	対象建材			・開口部： A と同じ ・躯体（断熱材）：※1、※2又は※3の対象型番等（省エネ基準レベル） ・設備：※1、※2及び※3の対象型番の建材のうち節水型トイレ以外の設備（別表を参照）	・開口部： B と同じ ・躯体（断熱材）：※2及び※3の対象型番等（ZEHレベル） ・設備：※2及び※3の対象型番の建材のうち節水型トイレ以外の設備（別表を参照）	※1 こどもみらい住宅支援事業 ※2 こどもエコすまい支援事業 ※3 子育てエコホーム支援事業
対象経費		・省エネ改修を行うための調査費 ・設計費 ・計画策定費 ・省エネ改修の内容に係る第三者機関による評価に要する経費 ・工事費 ・その他、市長が必要と認める経費	・省エネ改修を行うための調査費 ・設計費 ・計画策定費 ・省エネ改修の内容に係る第三者機関による評価に要する経費 ・工事費※ ・その他、市長が必要と認める経費	・省エネ改修を行うための調査費 ・設計費 ・計画策定費 ・省エネ改修の内容に係る第三者機関による評価に要する経費 ・工事費 ・その他、市長が必要と認める経費	同左	※ 省エネ改修と併せて実施する構造補強工事に要する費用を含む（重量化に伴い必要な構造補強工事を行う場合は、当該構造補強工事の費用も含む）
その他		① 省エネ改修を交付対象とするにあたり、省エネ診断、省エネ設計等の実施は要件としていない。 ② 次の場合は交付対象にならない。 ア 更新工事（開口部、躯体等の断熱性向上や設備機器の効率向上を伴わないもの） イ 明らかに省エネ基準レベルの省エネ性能がある住宅に対する省エネ基準レベルの改修※ ウ 明らかにZEHレベルの省エネ性能がある住宅に対するZEHレベルの改修※ エ 新築時に省エネ基準適合義務の対象となっている建築物に対する省エネ基準レベルの改修※				※ 各種認定制度（長期優良住宅、低炭素認定住宅等）を基に判断するものではない
補助額	必須工事	(省エネ設計等費+対象工事費※) × 4/10	(省エネ設計等費+対象工事費※) × 8/10	開口部：モデル工事費 × 4/10	開口部：モデル工事費 × 8/10	1,000円未満切り捨て ※ 補助対象工事の要件を満たす改修工事に必要な費用
	上記の必須工事と併せて実施する工事			・躯体：断熱材m ² あたりのモデル工事費 × 4/10 ・設備：モデル工事費 × 4/10 ・省エネ設計等費 × 4/10	・躯体：断熱材m ² あたりのモデル工事費 × 8/10 ・設備：モデル工事費 × 8/10 ・省エネ設計等費 × 8/10	
	補助上限額	30万円/戸	70万円/戸	30万円/戸	70万円/戸	
	その他			補助額は、次のうち最も低い額 ・モデル工事費 × 交付率の合計額 ・実際の工事費 × 交付率 ・補助上限額		

別表（補助対象となる設備の要件）

工事種別	要件等	型番登録 の実施	基準への適合		
			省エネ基 準レベル	ZEH レベル	
子どもエコすまい支援事業のエコ住宅設備又は子育てエコホーム支援事業のエコ住宅設備	太陽熱利用システム	強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）	有	○	○
	高断熱浴槽	JIS A5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。	有	○	○※1
	電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	JIS C9220:2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 3.0 以上（ただし寒冷地仕様は 2.7 以上）であること。	有	○	○※2
	潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 94%以上であること。 給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7%以上であること。	有	○	○※2
	潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が 94%以上であること。 石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が 81.3%以上であること。 石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。	有	○	○※2
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102%以上であること。	有	○	○
	節湯水栓	JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。	有	○	○※3
	蓄電池	定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和 4 年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。	有	○	○
燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可）	無	○	○	
コージェネレーション設備	燃料電池発電ユニット ・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可） ガスエンジン給湯機 ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV 基準）で 80%以上であること。	無	○	○	
LED 照明	工事を伴うものであること。	無	○	○	

※1 「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと「節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）」と 3 つセットの場合に限る。（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）

※2 「節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）」と「高断熱浴槽」と 3 つセットの場合に限る。（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）

※3 浴室シャワー水栓で、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと「高断熱浴槽」と 3 つセットの場合に限る。（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）